

○遠賀町軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱

平成26年9月19日告示第86号

改正

平成27年3月16日告示第13号

平成28年3月31日告示第53号

遠賀町軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、補聴器の購入に係る費用の一部を助成することにより、言語の習得、教育等における健全な発達を支援し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、遠賀町とする。

(対象者)

第3条 この事業の対象となる児童（以下「助成対象児童」という。）は、町内に住所を有し、次の各号のいずれにも該当する者であって、支援が必要と町長が認めた者とする。

(1) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。

(2) 両耳の聴力レベルが原則30デシベル以上70デシベル未満であること。ただし、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定による指定医療機関（耳鼻咽喉科を担当する医療機関に限る。）において当該医療を主として担当する医師（以下「指定医師」という。）が補聴器を装用することにより、言語の習得等に一定の効果があると認めた場合はこの限りでない。

(3) 聴覚障害に関し、身体障害者手帳の交付対象とならないこと。

(交付対象の除外)

第4条 法第76条第1項ただし書きに規定する、補装具費支給制度の対象外とされる世帯に属する者は、この事業の対象外とする。

(助成額等)

第5条 助成額は、別表に定める基準価格又は補聴器の購入にかかった費用のいずれか低い額の3分の2の額とする。ただし、身体の障害の状況により、イヤモールド等を必要とする場合は、別表の備考に掲げる額の範囲内で基準価格に必要な額を加算することとする。

2 前項に規定する助成金の額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げることとする。

3 助成対象児童又は助成対象児童の属する世帯が生活保護世帯又は町民税非課税世帯である場合には、第1項の規定にかかわらず、助成対象経費の全額を助成金として支給するものとする。

(助成の申請)

第6条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 指定医師が作成した軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業医師意見書（様式第2号）

(2) 前号の意見書の処方に基づいて補聴器取扱業者（以下「業者」という。）が作成した見積書（助成の決定）

第7条 町長は、前条の申請を受理したときは速やかに内容を審査し、助成の可否を決定し、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付決定通知書（様式第3号）又は軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付申請却下通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により給付の決定をしたときは、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付券（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(用具の給付)

第8条 前条第1項の規定により補聴器の給付の決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）は、業者に給付券を提出して補聴器の給付を受けるものとする。

(費用の負担)

第9条 給付決定者は、補聴器の給付を受けた場合は、当該補聴器の給付に要する費用の一部を業者に対して支払わなければならない。ただし、助成対象経費の全額を助成する者については、この限

りでない。

(業者への支払い)

第10条 町長は、業者から補聴器の給付に係る費用の請求があったときは、当該補聴器の給付に要した費用から、前条の規定により給付決定者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。ただし、業者に対して支払う費用は、第7条で決定した額を上限とする。

(譲渡等の禁止)

第11条 給付決定者は当該補聴器を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(費用及び補聴器の返還)

第12条 町長は、虚偽その他不正な手段により補聴器の給付を受けたとき、又は補聴器の給付を受けた者が前条の規定に反したときは、当該補聴器の給付に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

(台帳の整備)

第13条 町長は、助成状況を明らかにするため、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付台帳(様式第6号)を整備するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月16日告示第13号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第53号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

名称	一台当たりの基準価格 (円)	付属品	耐用年数	備考
軽度・中等度難聴用ポケット型	34,200	電池	原則5年	・価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。身体の障害の状況により、イヤモールドを必要とする場合は、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省告示第528号、以下「告示」という。)別表2に定める修理基準(5)その他(以下「修理基準」という。)の表に掲げる価格の範囲内で必要な額を加算すること。 ・ダンパー入りフックとした場合は、240円増しとすること。 ・平面レンズを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる価格の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場
軽度・中等度難聴用耳かけ型	43,900			
高度難聴用ポケット型	34,200			
高度難聴用耳かけ型	43,900			
重度難聴用ポケット型	55,800			
重度難聴用耳かけ型	67,300			
耳あな型(レディメイド)	87,000	電池		
耳あな型(オーダーメイド)	137,000			
骨導式ポケット型	70,100	電池 骨導レシーバ		

		ー ヘッドバンド		合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる価格の範囲内で必要な額を加算すること。
骨導式眼鏡型	120,000	電池 平面レンズ		<ul style="list-style-type: none"> • 重度難聴用耳かけ型でFM型受信機、オーディオチュー、FM型用ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる価格の範囲内で必要な額を加算すること。

※ 業者が材料仕入時に負担した消費税相当分を考慮し、告示第3項及び第4項に規定された価格の算定方法を準用する。

様式第1号
(第6条関係)
様式第2号
(第6条関係)

様式第3号
(第7条関係)
様式第4号
(第7条関係)
様式第5号
(第7条関係)
様式第6号
(第13条関係)